

●基本診療料に係る施設基準

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・歯科外来診療感染対策加算 1
- ・急性一般病棟入院料 1"
- ・療養病棟入院基本料（在宅復帰機能強化加算）（経腸栄養管理加算）
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 1
- ・医師事務作業補助体制加算 1
- ・急性期看護補助体制加算（50 対 1）
- ・療養環境加算
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1（医療安全対策地域連携加算 1）
- ・感染対策向上加算 2（連携強化加算）（サーベイランス強化加算）
- ・患者サポート体制充実加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・データ提出加算
データ提出加算 2・データ提出加算 4 ロ（医療法上の許可病床数が 200 床未満）
- ・入退院支援加算（入院時支援加算 1）（地域連携診療計画加算）
- ・認知症ケア加算（加算 2）
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1

●特掲診療料に係る施設基準

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料ハ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料2
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- ・救急搬送看護体制加算2
- ・外来腫瘍化学療法診療料2
- ・ニコチン依存症管理料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料（医薬品安全性情報等管理体制加算）
- ・医療機器安全管理料1
- ・歯科治療時医療管理料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定（持続血糖測定器加算）
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定（皮下連続式グルコース測定）
- ・検体検査管理加算（2）
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・コンタクトレンズ検査料3
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT撮影及びMRI撮影
撮影に使用する機器：16列以上64列未満のマルチスライスCT
撮影に使用する機器：MRI（1.5テスラ以上3テスラ未満）
- ・外来化学療法加算2
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）
- ・運動器リハビリテーション料（1）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1

- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・透析液水質確保加算
- ・慢性維持透析濾過加算"
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術）
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料（1）
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・看護職員処遇改善評価料（1～165）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・入院ベースアップ評価料（1～165）
- ・入院時食事療養（1）・入院時生活療養等届出書（1）
- ・（別紙様式 25）酸素の購入価格に関する届出書
LGC 算定単価：0.3 円
小型ボンベ算定単価：2.16 円"